

政策提言

「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」

ブリーフィング資料

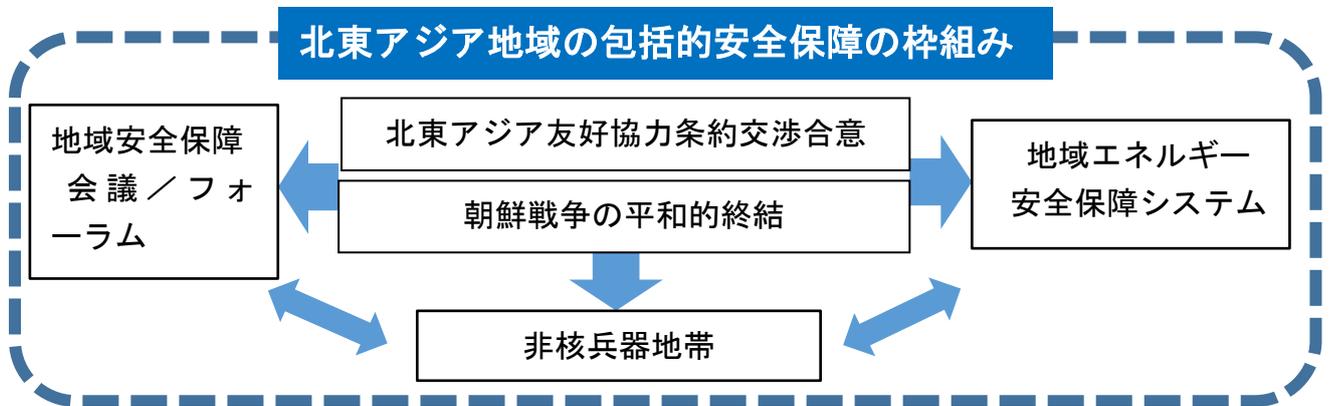
2019年9月18日

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）

1. 北東アジア地域の包括的安全保障の枠組み

- ・ 朝鮮戦争の平和的終結
- ・ 北東アジア友好協力条約（TAC）の早期交渉開始
- ・ 常設の北東アジア地域安全保障組織・フォーラムの設立
- ・ 北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）の設立
- ・ 北東アジア地域エネルギー安全保障システムの構築

2. 上記5つの政策目標の位置づけ



参考；東南アジア友好協力条約（TAC）

主権と領土保全の尊重、内政不干涉、紛争の平和的解決などを規定した東南アジア諸国連合（ASEAN）の基本条約で、1976年の第1回首脳会議で加盟5カ国が調印。その後、東南アジアの10カ国すべてが調印。87年の議定書改定でASEAN以外の国の加盟にも道を開き、ASEAN地域フォーラム（ARF）などASEANと域外諸国との信頼醸成外交の機軸となった（以上imidasより引用）。1995年締結署名、97年発効の東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）の基盤となった。

3. 構想される北東アジア非核兵器地帯の特徴

- ・ 南北朝鮮と日本が当初からの条約締約国となる。続いて、3つの近隣核兵器国（米国、中国、ロシア）が条約を支持すべきである。
- ・ 地帯内に含まれる条約締約国は、条約発効後18か月以内に保有核兵器・関連施設の完全かつ検証可能な廃棄を実施する。
- ・ 地帯内の民生用核施設への攻撃（核・非核を問わず）を禁止する。
- ・ 核搭載可能な弾道ミサイルを禁止する。
- ・ 地域的な検証機関を設立する。
- ・ 濃縮施設、核分裂性物質を多国間管理する。再処理の禁止を検討する。
- ・ 過去・現在にわたるすべての核兵器計画・施設に関する情報開示を行う。

4. 日韓がめざすべきこと

- ・米朝交渉が進展したのちに北東アジアの多国間プロセスを開始できるよう、準備を整えておく。
- ・非核化プロセスにおいて、核脅威の低減をめざした共同プロジェクトを実施する。
- ・日本は、「日朝平壤宣言」(2002年)の精神に基づき、DPRKとの直接対話を開始する。
- ・核抑止に依存する安全保障政策を見直し、協調的安全保障に向けた代替案を追求する。